

## 第 2 0 3 号 答 申

### 第 1 審査会の結論

名古屋市教育委員会（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となる行政文書が存在しないことを理由として非公開とした決定は、妥当である。

### 第 2 審査請求に至る経過

1 平成26年 5月 9日、審査請求人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、次に掲げる文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

名古屋市教育委員会事務局（以下「市教委事務局」という。）及び守山区内の各中学校が保有する、2014年度の愛知県立高等学校及び名古屋市立高等学校の推薦入試における各関係高等学校の、いわゆる内申点が分かる文書。

2 同年 5月23日、実施機関は、本件公開請求に対して、請求の対象となる行政文書が存在しないことを理由として、非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

3 同年 6月 6日、審査請求人は、本件処分を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

### 第 3 審査請求人の主張

#### 1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消す、との裁決を求めるものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び反論意見書で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 「愛知県公立高等学校入学者選抜実施要項」（以下「実施要項」という。）

によると、各高等学校は、推薦入試を行うにあたり、当該各高等学校の教育課程を履修する学力を有するか否かの判断のために適切な基準を設けるよう定められている。

(2) 審査請求人が愛知県教育委員会事務局（以下「県教委事務局」という。）

に確認したところ、内申点は、各県立高等学校長から各関係中学校長に口

頭で伝えられているとのことであるが、生徒を受け入れる高等学校側の示す重要な入学要件であることから、間違いがないよう、必ず文書で伝えられていると考える。

仮に、口頭で伝達されているとしても、最重要情報である以上、各関係中学校において、即座に文書化され、各中学校に設置される推薦委員会で共有されていると考える。

- (3) また、市教委事務局も、監督庁として、当該年度における各中学校の進路及び推薦を含む入試状況を把握し、文書として保有しているものと考え
- る。

#### 第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

- 1 各高等学校で定められる推薦入学実施要項には、いわゆる内申点と言われるような評定基準は記載されていない。  
また、その他いわゆる内申点と言われるような評定基準を記載した文書も各中学校へ示されていない。
- 2 各中学校に設置された推薦委員会が検討した資料には、各高等学校が設けた評定の基準は記載されていない。
- 3 市教委事務局においても、各高等学校が設けた評定の基準を取得していない。

#### 第 5 審査会の判断

##### 1 争点

本件審査請求の対象となる行政文書の有無が争点となっている。

##### 2 当審査会の調査によると、次の事実が認められる。

###### (1) 高等学校における推薦入試に係る事務手続

各高等学校は、実施要項に基づいて推薦基準を設けている。

各高等学校長は、実施要項に基づいて推薦基準及び推薦入試における評定の基準（以下「評定の基準」という。）を各自の裁量によって定めている。

###### (2) 中学校における推薦入試に係る事務手続

各高等学校への推薦入学を希望する本市立の各中学校は、実施要項に基づき、当該中学校長をはじめとした教員で構成される推薦委員会を設置している。

推薦委員会では、各高等学校への推薦入学を希望する生徒の活動の記録、特技、学習の成績及び生活態度などの他に、各高等学校ごとの推薦入学実施要項並びに各中学校における過去の推薦入学及び一般入学の入学実績などを資料として、当該生徒について推薦するか否かが検討され、最終的には被推薦者を中学校長が決定している。

各中学校長は、推薦委員会において、被推薦者を決定する最終判断を行う資料とするために、必要に応じて、県立又は市立高等学校の学校長に電話し、又は訪問して、口頭で評定の基準を聞き取っている。

### (3) 中学校長が確認した評定の基準の管理方法

確認した評定の基準は、各中学校長が各高等学校への推薦を行うかの最終判断を行うためのみに使用し、校内の他の教員に伝える必要がないものであり、また、県教委事務局から市教委事務局及び各中学校長に対して、中学校長限りとして適切に取り扱うよう指導されている。

そのため、評定の基準について、各中学校長が備忘のためにメモ（以下「本件メモ」という。）を作成することがあるが、校長個人が管理する場所において保管され、推薦入試が終了した後、校長個人の責任により処分されており、翌年以降は引き継がれていない。

### (4) 市教委事務局における評定の基準

評定の基準は、各高等学校長の裁量で定められるものであり、決定に市教委事務局が関わることはなく、各高等学校長から各中学校長へ直接伝えられている。

また、各中学校長が知り得た評定の基準について、市教委事務局への報告の義務を課していない。

## 3 本件審査請求の対象となる行政文書について

### (1) 審査請求人が請求している行政文書は、市教委事務局及び守山区内の各中学校が保有する、平成26年度の愛知県立高等学校及び名古屋市立高等学校の推薦入試における各関係高等学校の内申点分かる文書である。

具体的には、上記2(1)のとおり、各高等学校長が決定した、平成26年度入学のための推薦入試における評定の基準が記載された文書を求めている

ものと解される。

(2) 本件メモについて

ア 上記2(3)のとおり、本件メモは、推薦入試が終了した後に各中学校長個人の責任により処分されるものであり、平成26年度における評定の基準が記載された本件メモは平成25年度末までに廃棄されていたため、請求日時点で存在しなかった。

イ しかし、審査請求人は内申点が記載された文書は入試関係業務に携わる複数の教員によって共有されていると主張する。

他方、実施機関は、本件メモは各中学校長自身が備忘のために作成し、個人で管理をしているものであり、行政文書には該当しないと主張している。

ウ 仮に本件メモが行政文書であるとする、実施機関の定める学校文書分類表に基づき、進路指導に係る行政文書として、完結した年度の翌年度1年間適切に管理保存されていなければならないため、本件メモが公開請求に係る行政文書として特定されるべきであったこととなる。

したがって、当審査会では、念のため、本件メモが本件公開請求の趣旨をみたすか及び条例第2条第2号に規定する行政文書に該当するか否かについて、判断する。

(3) まず、本件メモが本件公開請求の趣旨をみたすか否かを判断する。

ア 上記(2)アのとおり、本件メモは平成25年度末までに廃棄されていたため、当審査会では、本件メモに記載されていた内容及び体裁を確認するため、平成29年度時点において各高等学校長から口頭で伝え聞いて作成した評定の基準のメモを提出するよう実施機関に求め、守山区内の複数の中学校長の作成したメモ（以下「本件提出メモ」という。）の提出を受けた。

イ 本件提出メモは、県立高等学校名と各推薦基準における評定の基準が記載された表のような体裁のものと、評定の基準のほか、評定の基準の聞き取り方法や各高等学校の教育活動なども併せて記載された体裁のものがあった。

いずれも県立高等学校名と各推薦基準における評定の基準が記載されていることが認められた。

ウ 上記のことから、本件メモには、各高等学校長が決定した平成26年度における評定の基準が記載されていたと推測され、本件公開請求の趣旨をみたと考えられる。

(4) 次に、実施機関は、本件メモは各中学校長自身が備忘のために作成し、個人で管理をしているものであり、行政文書には該当しないと主張しているため、本件メモが条例第 2条第 2号に規定する行政文書に該当するか否かを判断する。

ア 行政文書とは、条例上、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているものと定義されている。

イ 「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書」の該当性について

(ア) 各中学校長は、推薦委員会において、各高等学校へ推薦することが適切か否かの最終判断を行う判断材料とするために、必要に応じて県立又は市立高等学校の学校長に、電話し又は訪問して、口頭で評定の基準を聞き取って、本件メモを作成しており、職務の範囲内において作成したものといえる。

(イ) したがって、本件メモは、実施機関の職員が職務上作成した文書であると認められる。

ウ 「当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているもの」の該当性について

(ア) 実施機関の職員が組織的に用いるものとして当該実施機関が管理しているものとは、作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、組織としての共用文書の実態を備えた状態、すなわち、当該実施機関の組織において、業務上必要なものとして、利用又は保存されている状態のものをいうと解される。

そして、作成又は取得された文書が、どのような状態にあれば「組織的に用いるもの」に該当するかどうかは、当該文書の作成又は取得の状況、当該文書の利用の状況及び当該文書の保存又は廃棄の状況等を総合的に考慮して実質的に判断すべきである。

(イ) 本件メモの作成の状況

上記2(2)のとおり、各中学校長は、推薦委員会において、各高等学校へ推薦することが適切か否かの最終判断を行う判断材料とするために、必要に応じて県立又は市立高等学校の学校長に、電話し又は訪問して、口頭で評定の基準を聞き取って、本件メモを作成していた。

しかし、合否判定の複数の要素の内、評定の基準という部分的な要素のみが強く注目をされることで、合格者決定に対する誤解や不信を生じさせ、また、評定の基準を参考に、各高等学校の序列化が行われることのないよう、県教委事務局から市教委事務局及び各中学校長に対して、聞き取った評定の基準は校長限りとして適切に取り扱うよう指導されており、推薦委員会において、評定の基準を他の教員と協議するにあたっての資料として共有されることは想定されていない。

また、本件提出メモから想定されるに、本件メモには決まった体裁はなく、評定の基準以外にも評定の基準の聞き取り方法や各高等学校の教育活動なども記載されるなど、各中学校長が最終判断に用いる際に各々の利便性のよい形で自由に作成されていると推測される。

とすれば、本件メモは、各中学校長が個人的に用いるために作成されたものであり、推薦委員会の協議の中で組織的に用いるために作成されたものではないと認められる。

(ウ) 本件メモの利用の状況

推薦委員会の場においては、各中学校が過去の推薦入試の合否実績を基にして独自に作成している資料や、対象者の過去の活動をもとに他の教員らと議論を行っており、校長が取得した評定の基準をもとに議論や検討を行うことはない。

また、各中学校長は、自分の所持する評定の基準のメモも参考にして、推薦するか否かを最終的に決定するが、評定の基準は一つの参考にすぎないため、他の教員に評定の基準が明らかにならないよう、注意を払って発言すべきものとされていた。

したがって、本件メモは、推薦委員会において、他の委員と協議するにあたっての資料として共有されておらず、各中学校長が推薦を行うかの最終判断を行うためにのみ使用されていたことが認められる。

(エ) 本件メモの保存又は廃棄の状況

上記ウ(イ)のとおり、県教委事務局から市教委事務局及び各中学校長に対して、聞き取った評定の基準は校長限りとして適切に取り扱う

よう指導されているため、本件メモは各中学校長個人が管理する場所に保管されていた。

また、本件メモは、推薦入試が終了した後、各中学校長個人の責任により処分されており、翌年以降、引き継がれることはない。

したがって、本件メモは、組織において利用可能な保存及び管理状況になかったと認められる。

(オ) したがって、本件メモは、実施機関の職員が組織的に用いるものとして、実施機関が管理しているものであるとは認められない。

エ 以上のことから、本件メモは、条例第 2条第 2号に規定する行政文書には該当しないと認められる。

(5) したがって、本件メモは、公開請求に係る行政文書として特定されるべきであったとは認められない。

(6) また、本件メモ以外に、市教委事務局及び守山区の各中学校において、本件審査請求の対象となる行政文書が存在するか否かを判断する。

ア 市教委事務局において

(ア) 上記2(4)のとおり、市教委事務局は、評定の基準の決定に関わっておらず、各高等学校長又は各中学校長から決定された評定の基準について報告を受けることもない。

(イ) したがって、市教委事務局において、評定の基準が記載された行政文書は存在しないとする実施機関の説明は不合理とはいえず、他にその存在を認める事情も認められない。

イ 守山区内の各中学校において

(ア) 推薦入試における評定の基準は、各高等学校長と各中学校長の間で個別に伝えられるものであり、各中学校長限りとして適切に取り扱うよう県教委事務局より指導されているため、中学校内の他の教員に伝えることはない。また、推薦委員会においても、評定の基準が他の教員に明らかにならないよう、各中学校長は注意を払って発言すべきものとされていたと認められる。

(イ) したがって、各中学校長以外の校内の他の教員が評定の基準を知る

ことはなく、守山区内の各中学校において、評定の基準が記載された行政文書は存在しないとする実施機関の説明は不合理とはいえ、他にその存在を認める事情も認められない。

ウ 以上のことから、本件審査請求の対象となる行政文書は存在しないと認められる。

4 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

#### 第 6 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成26年 8月 4日	諮問書の受理
8月15日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
11月26日	実施機関の弁明意見書を受理
11月28日	審査請求人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
12月 5日	審査請求人の反論意見書及び意見陳述申出書を受理
平成29年11月10日 (第 2回 第 2小委員会)	調査審議
12月 8日 (第 3回 第 2小委員会)	調査審議 実施機関の意見を聴取
平成30年 1月12日 (第 4回 第 2小委員会)	調査審議
2月21日 (第 5回 第 2小委員会)	調査審議
3月 1日	答申

(答申に関与した委員の氏名)

委員 井上純、委員 清水綾子、委員 豊島明子